

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

用途		特殊建築物 〔表中用途欄1～8の建築物については、その用途に供する部分が200㎡を超えるもので、かつ、避難階以外の階をその用途に供するものに限る。〕	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F ≥ 3 (注1)、 A ₁ (注3) ≥ 200㎡又は主階が1階以外にあるもの	3年ごと 令和8年 6月～12月
2	観覧場(注7)、 公会堂又は集会場	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A ₁ (注3) ≥ 200㎡	
3	病院又は診療所(注8)	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A ₂ (注4) ≥ 300㎡	
4	児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。)	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A ₃ (注5) ≥ 300㎡	
5	ホテル又は旅館	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A ₃ (注5) ≥ 300㎡	3年ごと
6	共同住宅又は寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。)	地階・F ≥ 3 (注1) 又は A ₃ (注5) ≥ 300㎡	令和9年 6月～12月
7	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	F ≥ 3 (注2) 又は A ₄ (注6) ≥ 2,000㎡	3年ごと 令和10年 6月～12月
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場(カラオケボックスその他これに類するものを除く。)、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F ≥ 3 (注1)、 A ₃ (注5) ≥ 500㎡又は A ₄ (注6) ≥ 3,000㎡	
9	カラオケボックスその他これに類するもの	A ₄ (注6) > 200㎡又は階数 ≥ 3 (注9)	

- (注1) 地階・F ≥ 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) F ≥ 3 : 3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注3) A₁ : その用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計を示す。
- (注4) A₂ : その用途に供する2階の部分(その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計を示す。
- (注5) A₃ : その用途に供する2階の部分の床面積の合計を示す。
- (注6) A₄ : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注7) 観覧場 : 屋外観覧場を除く。
- (注8) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注9) 階数 ≥ 3 : 階数3以上でその用途に供する部分が100㎡を超え200㎡以下のものをいう。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

	報告対象	報告時期
建築設備 (注1)	「(1) 特定建築物」に設けられた 建築設備	毎年 6月～12月
<p>(注1) 建築設備：[換気設備]法第28条第2項ただし書き又は第3項の規定により設置した換気設備のうち、政令第112条第21項（当該項を準用する場合を含む。）の規定により防火設備を設けたものに限る。 [排煙設備]排煙機又は送風機を設けたものに限る。 [非常用の照明装置]蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p>		

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

	報告対象	報告時期	備考
防火設備	「(1) 特定建築物」に設けられた 防火設備 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるものに設けられた防火設備	毎年 6月～12月	常閉防火扉（各階主要なものに限る）及び随時閉鎖又は作動できるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）に限る。（注1）

(注1) 防火設備の定期検査で行うこととなっている常閉防火扉に係る検査項目については、建築物の調査項目として規則で付加したため、建築物で調査すれば防火設備での検査は省略可能です。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。